

平成18年度

射水市行財政改革プラン ローリング調書

行政改革推進課

平成19年5月

集中改革プランの進ちょく状況について

取組及び具体的施策	具体的目標	平成18年度の取組結果及び現在の状況
<p>1 簡素で効率的な行財政運営の推進</p> <p>(1) 健全財政の推進</p> <p>市単独補助金の見直し 既存の補助金について、今日の社会情勢及びその交付目的や効果について再点検し、廃止、減額及び終期設定等の見直しを行う。</p> <p>受益者負担の適正化の推進</p> <p>公共工事の適正化の推進 複数担当課にまたがっている土木等工事関係情報を共有化し、一括発注等の推進により経費の縮減を図る。</p>	<p>期間内に、補助金総額の15%以上について削減する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>H18年度市単独補助金の 当初予算額 1,417,070千円 × 15% = 212,560千円</p> </div> <p>受益と負担のバランスの点検を行うことで、使用料、手数料及び負担金等の受益者負担について、減免の在り方も含め見直しを行う。</p> <p>公共工事連絡調整会議(仮称)を設置し、推進する。</p>	<p>34件の補助金について廃止・見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止(7件)・見直し(27件) <p>削減額59,576千円 [達成率28.0%]</p> <p><見直した主な補助金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会補助金 ・イベント(まつり)補助金 ・生産調整関係補助金 ・小中学校宿泊学習補助金(廃止) 等 <p>体育施設使用料及び減免の取扱いを平準化した。学校開放施設における体育館使用料の新設と夜間照明料の統一を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育館 300円/回 <p>健康診査費用の受診者負担金を見直した。</p> <p>一般競争入札及び低入札価格制度の試行に向けての検討を行った。(*平成19年4月から試行)</p>

取組及び具体的施策	具体的目標	平成18年度を取組結果及び現在の状況
<p>広報等への広告の有効活用 市広報、ホームページをはじめ、各種印刷物、各種事業等において広告掲載を推進し、収入の確保に努める。</p> <p>未利用財産について 未利用財産について不動産、動産を問わず売却等の処分も含め、その活用を積極的に進める。</p>	<p>広告活用連絡調整会議(仮称)を組織し、推進する。</p> <p>19年度前半までに、未利用財産の活用について方向性を定め、計画的に有効活用を進める。</p>	<p>平成19年度より市広報紙等への広告掲載及び市ホームページにバナー広告を掲載 広告料年間収入見込額1,000千円</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>バナー広告とは Webサイトのページ内に表示される旗(Banner)型(=長方形)の形状を基本とする広告スペースで、クリックによって、広告主の指定するサイトやページにリンクされる。</p> </div> <p>不動産について、庁内組織において、調査・検討を行った。 不要となった公用車(バス)について売却を行った。 その他の動産については、その活用方法について検討を行った。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">*平成19年度は、各庁舎に展示・保管してある美術品の 展覧会を開催し、広く市民に鑑賞の機会を設ける。</p>
<p>(2) 事務事業の整理合理化 すべての施策・事業について、次の視点から行政評価等の手法も活用し、積極的な見直しを図る。</p> <p>廃止が適当ではないか 休止が適当ではないか 統合が必要ではないか 縮小簡素化が必要ではないか</p>	<p>期間内に、100%の施策・事業を見直し、事務事業数の20%以上について成果を上げる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>H18年度一般会計事業数 326事業(給与費等除く) 326事業 × 20% = 65事業</p> </div>	<p>17課が所管する21事業(6.4%)について、見直しを行った。[達成率:32.0%]</p> <p>廃止した事業・・・8事業 休止した事業・・・該当なし 統合した事業・・・5事業 縮小簡素化した事業・・・7事業 新たに民間委託した事業・・・該当なし 受益者負担を見直した事業・・・1事業</p>

取組及び具体的施策	具体的目標	平成18年度を取組結果及び現在の状況
<p>民間委託が適当ではないか 応分の負担が必要ではないか</p> <p>(3) 公共施設の統廃合の推進 合併効果等を生かし、公共施設の統廃合を推進する。</p> <p>庁舎の統合をはじめ、公共施設について統廃合に努める。</p> <p>小学校及び中学校については、適正規模を踏まえて、統廃合及び通学区域の見直しの検討を進める。</p> <p>その他、公共施設の統廃合については、必要に応じ適宜進める。</p>	<p>期間内に、新庁舎の計画を見定め、公共施設の統廃合に着手する。</p> <p>期間内に、小・中学校の統廃合及び通学区域の見直しに着手する。</p>	<p><見直した主な事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関派出窓口の廃止(大門庁舎) ・入浴利用券交付事業の廃止 ・観察センター、資料館の建設中止 等 <p>新庁舎の建設について、庁内組織で調査・検討を行い、報告書としてまとめた。</p> <p>未着手</p> <p>未着手</p>
<p>(4) 民間活力の導入 民間委託がより効率的な施設管理業務については、積極的にその導入を進める。</p> <p>民間委託がより効率的な業務については、積極的にその導入を進める。</p>	<p>環境衛生施設をはじめ、市内すべて100%の公共施設で導入を検討、推進する。</p> <p>窓口業務及び定型的な業務について導入を進める。</p>	<p>下村デイサービスセンターを社会福祉協議会へ移管</p> <p>海老江海浜公園の管理を地元に委託</p> <p>A L T (英語指導助手)の派遣を平成19年8月から民間委託に移行予定</p>

取組及び具体的施策	具体的目標	平成18年度の取組結果及び現在の状況																			
<p>保育園、幼稚園及び児童館については、ますます多様化、高度化する子育て支援ニーズを踏まえ、民営化を検討する。</p>	<p>保育園については、18年度2園、19年度1園（予定）を民営化しているが、期間内に、さらに2園の民営化を目標とする。児童館については、民営化保育園と一括して運営可能なものについて民営化を進める。幼稚園についても、ニーズを見極め民営化を検討する。</p>	<p>平成18年度民営化保育園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海老江保育園 ・作道保育園 <p>平成19年度民営化保育園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小杉東部保育園 																			
<p>(5) 指定管理者制度の有効活用</p> <p>公共施設の統廃合を見定め、指定管理者による管理運営がより効率的であると考えられる施設については、指定管理者制度への移行を積極的に推進していく。なお、複数施設を一括管理することで、制度のより有効な運用にも努めるものとする。</p>	<p>次の施設について、移行を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 図書館(5) 中央公民館 働く婦人の家 小杉勤労青少年ホーム 大門総合会館 新湊博物館 陶房匠の里 小杉展示館 竹内源造記念館 大門農村環境改善センター 大門コミュニティセンター 大島農村環境改善センター 小杉ふれあいセンター ケーブルテレビ 各地区公民館(27) 小計 45施設 その他、指定管理が適当と考えられる施設 	<table border="0"> <tr> <td>平成18年9月1日移行施設数</td> <td>12施設</td> </tr> <tr> <td>・レクリエーション・スポーツ施設</td> <td>4施設</td> </tr> <tr> <td>・産業振興施設</td> <td>1施設</td> </tr> <tr> <td>・文教施設</td> <td>6施設</td> </tr> <tr> <td>・医療・社会福祉施設</td> <td>1施設</td> </tr> <tr> <td>平成19年4月1日移行施設数</td> <td>13施設</td> </tr> <tr> <td>・レクリエーション・スポーツ施設</td> <td>11施設</td> </tr> <tr> <td>・産業振興施設</td> <td>1施設</td> </tr> <tr> <td>・文教施設</td> <td>1施設</td> </tr> </table>		平成18年9月1日移行施設数	12施設	・レクリエーション・スポーツ施設	4施設	・産業振興施設	1施設	・文教施設	6施設	・医療・社会福祉施設	1施設	平成19年4月1日移行施設数	13施設	・レクリエーション・スポーツ施設	11施設	・産業振興施設	1施設	・文教施設	1施設
平成18年9月1日移行施設数	12施設																				
・レクリエーション・スポーツ施設	4施設																				
・産業振興施設	1施設																				
・文教施設	6施設																				
・医療・社会福祉施設	1施設																				
平成19年4月1日移行施設数	13施設																				
・レクリエーション・スポーツ施設	11施設																				
・産業振興施設	1施設																				
・文教施設	1施設																				

取組及び具体的施策	具体的目標	平成18年度の取組結果及び現在の状況
<p>(6) 公営企業の経営健全化</p> <p>上下水道事業会計 公営企業会計処理を下水道事業においても実施することで、重複業務の軽減を図る。また、今後の水需要を見直し、幹線水道管の口径を必要最低限にして工事費の縮減を図る。なお、下水道事業において、災害対策の効率化を進める。</p> <p>市民病院事業会計 市民病院企業会計においては、民間委託等が可能なものについては、その導入を積極的に推進する。また、サービスの向上を進め、経営改善を図る。</p>	<p>期間内に、下水道事業について公営企業会計処理を行う。下水道災害対策セキュリティシステムの統一を進める。</p> <p>市民サービスの向上を効率的に行う取組を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 待ち時間短縮システムの拡充を図る。 ・ 病床数を見直し、増収を図る。(200を199へ) ・ 看護体制の充実を図る。(13:1を7:1へ)を期間内目標とする 	<p>水道事業計画の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線水道管の口径を必要最低限にすることによる工事費の縮減 <p>経営改善策として病床数の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可病床数を200床から199床に変更した。 増収見込額 約35,800千円 <p>看護体制の充実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院患者13人に対して看護職員1人から、10人に対して1人の看護体制に変更した。 増収見込額 約56,000千円

取組及び具体的施策	具体的目標	平成18年度の取組結果及び現在の状況
<p>2 市民サービスの効率化等</p> <p>(1) 手続の簡素化等による市民負担の軽減 市民負担の軽減並びに業務合理化の観点から、書式の簡略化、情報の共有、許認可期間の短縮等を推進する。</p> <p>(2) 電子市役所等サービスの拡充及び人にやさしい行政の推進 ICT社会に対応した行政サービスを推進し、市民の利便性の向上、事務合理化を推進する。</p> <p>高齢者や障害者にやさしい、行政サービスを推進する。</p>	<p>速やかに進める。</p> <p>期間内に、電子申請、電子入札等についての導入スケジュールを明確化する。</p> <p>広報等の市情報を高齢者や障害者にも分かりやすく伝える仕組みづくりを進める。また、市内公共施設等についてユニバーサルデザイン化を進める。</p>	<p>3課が所管する6事業について見直しを行った。</p> <p><見直した主な事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護業務の電算化 ・特別障害者手当事務の電算化 ・歩車道境界ブロック除去等の許可期間の短縮 等 許可期間 21日間 14日間 <p>5課が所管する5事業について見直し・検討を行った。</p> <p><見直した主な事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスのホームページ作成 ・図書館のシステム統合 等 <p><検討を行った事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ収納（平成20年度実施を目標） <p>電子申請、電子入札等については、実施に向けて検討を行った。</p> <p>市共通封筒を視覚障害者対応用として穴付に変更した。</p>

取組及び具体的施策	具体的目標	平成18年度の取組結果及び現在の状況
<p>(3) 環境に配慮した行政運営の推進 地球温暖化防止の観点からのクールビズ、ウォームビズ等の推進、また、省エネルギー、経費節約の観点からも積極的に取り入れ、環境に配慮した行政運営を推進する。また、環境新時代に対応した取組として、太陽光エネルギーの活用の研究を進めるとともに、ハイブリッドカーの積極導入等、地球にやさしい行政運営にも取り組む。</p>	<p>環境に配慮した行政運営について積極的に取り組む。</p> <p>公共施設において、原則として冷房は28度、暖房は20度を厳守する。19年度に、「地球温暖化防止射水市役所実行計画」を策定し、18年度エネルギー消費量を基準にして期間内に6%以上削減する。また、射水市地球温暖化対策推進市民会議と連携し、市民一丸となった対策を推進する。</p>	<p>地球温暖化防止/射水市役所実行計画の策定に向けての検討を行った。</p>
<p>3 人事・給与の適正化及び組織の活性化 (1) 人事管理及び定員の適正化 集中改革プランの施策を着実に実施することで定員の適正化を推進する。その実現のため、職員の退職補充については、計画的な採用を行っていく。</p>	<p>18年度から22年度までに7.3%（87人相当）以上を減員する。ただし、市民病院及び消防については現員を維持することとしており、それらを除く職員では10.5%以上の減員を目標とする。</p>	<p>退職者の補充を抑え、職員数を削減した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防、病院を除く職員数 H18. 4.1 876人 H19. 4.1 849人(前年度比 3.1%, 27人) <p>[達成率 : 29.3% (=3.1%/10.5%)]</p>

取組及び具体的施策	具体的目標	平成18年度の取組結果及び現在の状況																																																																																																																						
<p>(2) 給与等の適正化及び市民に対する公表</p> <p>人事院勧告を基本としつつも、常に県や県内他都市との均衡を図り、給与全体の適正化を行う。</p> <p>給与等については、市民の理解が得られるよう、市広報、市ホームページにより分かりやすい形で公表する。</p>	<p>給与全体の適正化を進める。</p> <p>給与等について分かりやすく公表を行う。</p>	<p>人事院勧告に基づき、給料水準を見直し、給料カーブのフラット化を図った。 (全体として給料を平均4.8%引下げ)</p> <p>人事院勧告に基づき、管理職手当について、定率制から定額制へ改正を行った。</p> <p>職員の任免、給与、勤務条件等について、市広報や市ホームページ上で公表した。</p>																																																																																																																						
<p>(3) 組織の見直し</p> <p>職員減員の中で、市民の多様なニーズに速やかに対応していくため、弾力的かつ簡素で合理的な組織機構の構築を推進する。</p>	<p>新庁舎の進ちょくを見定め、常に簡素で合理的な組織機構としていくよう段階的に進めるとともに、内部の連携の充実を図る。</p>	<p>市民の利便性を高めるため、簡素で効率的な組織の確立に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7課5係の減、3班の増 																																																																																																																						
<p>(4) 多様な雇用形態の活用</p> <p>定年退職者等の再任用や任期付職員の活用も検討しながら、多様化する行政需要に弾力的で効率的な行政組織となるよう進める。</p>	<p>多様な雇用形態を有効に活用し、弾力的で効率的な行政組織となるよう進める。</p>	<p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成18年4月</th> <th colspan="2">平成19年4月</th> <th colspan="2">増減数</th> </tr> <tr> <th>嘱託</th> <th>臨時職員</th> <th>嘱託</th> <th>臨時職員</th> <th>嘱託</th> <th>臨時職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長公室</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>企画総務部</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民環境部</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>-1</td> </tr> <tr> <td>福祉保健部</td> <td>12</td> <td>195</td> <td>7</td> <td>204</td> <td>-5</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>産業経済部</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>3</td> <td></td> <td>-2</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>7</td> <td></td> <td>7</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>出納事務局</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民病院</td> <td>6</td> <td>54</td> <td>6</td> <td>59</td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>19</td> <td>154</td> <td>18</td> <td>155</td> <td>-1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会事務局</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員会事務局</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業委員会事務局</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>48</td> <td>419</td> <td>43</td> <td>432</td> <td>-5</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>		平成18年4月		平成19年4月		増減数		嘱託	臨時職員	嘱託	臨時職員	嘱託	臨時職員	市長公室		1		1			企画総務部	1		1				市民環境部	1	10	2	9	1	-1	福祉保健部	12	195	7	204	-5	9	産業経済部	2	5	2	3		-2	都市整備部							上下水道部	7		7	1		1	出納事務局							市民病院	6	54	6	59		5	教育委員会事務局	19	154	18	155	-1	1	選挙管理委員会事務局							監査委員会事務局							農業委員会事務局							消防本部							総計	48	419	43	432	-5	13
	平成18年4月			平成19年4月		増減数																																																																																																																		
	嘱託	臨時職員	嘱託	臨時職員	嘱託	臨時職員																																																																																																																		
市長公室		1		1																																																																																																																				
企画総務部	1		1																																																																																																																					
市民環境部	1	10	2	9	1	-1																																																																																																																		
福祉保健部	12	195	7	204	-5	9																																																																																																																		
産業経済部	2	5	2	3		-2																																																																																																																		
都市整備部																																																																																																																								
上下水道部	7		7	1		1																																																																																																																		
出納事務局																																																																																																																								
市民病院	6	54	6	59		5																																																																																																																		
教育委員会事務局	19	154	18	155	-1	1																																																																																																																		
選挙管理委員会事務局																																																																																																																								
監査委員会事務局																																																																																																																								
農業委員会事務局																																																																																																																								
消防本部																																																																																																																								
総計	48	419	43	432	-5	13																																																																																																																		

取組及び具体的施策	具体的目標	平成18年度の取組結果及び現在の状況
		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>嘱託職員 委嘱された特定の事務に従事する職員。また、技術・技能を生かした職務に従事する職員をいう。</p> <p>臨時職員 臨時的な事務に従事する職員をいう。</p> </div>
<p>(5) 公正かつ客観的な人事評価システムの構築</p> <p>公正かつ客観的な人事評価システムを構築し、能力・実績を積極的に人事に反映し、職場の活性化を図る。</p>	<p>18年度に管理職を対象に、19年度に一般職を対象に試行することとしており、20年度に本格運用を図る。</p>	<p>管理職を対象に3箇月間の試行を実施した。</p> <p>〔*平成19年度は、管理職を対象に試行を継続し、その結果を踏まえ、その他の職員も含めた試行を予定。〕</p>
<p>(6) 職員の意識改革と人材育成の推進</p> <p>市民に信頼される職員を育成するため、意識改革、能力開発を重点として、次のとおり研修を強化する。</p> <p>全職員を対象に厳しい自治体経営への認識喚起等、意識改革等について研修を実施する。</p>	<p>職員の意識改革を進めるための職員研修を積極的に進める。</p>	<p>各種専門機関や市町村職員研修機構等への派遣を行った。</p>

取組及び具体的施策	具体的目標	平成18年度の取組結果及び現在の状況
<p>地方分権時代に対応していくため、意欲ある職員を対象とした高度な政策形成能力研修及び法務能力研修を実施する。</p> <p>職員能力開発等を推進するため、職員提案制度を推進する。</p>	<p>地方分権時代に対応する能力を持つ職員を育成していくための研修を推進していく。</p> <p>職員の政策立案能力開発を進めるため、職員提案制度を定め、活用していく。</p>	<p>職員の政策形成能力を向上させるため、各研修機関への職員派遣に努めた。</p> <p>平成19年度からの実施に向けて検討を行った。 (*平成19年5月から実施)</p>
<p>(7) 外郭団体の組織・経営の見直し</p> <p>外郭団体の在り方について、次のとおり見直しを行う。</p> <p>市が出資等をしている外郭団体については、団体の自立促進のため、原則として、市職員を派遣しない。</p> <p>市内にある類似外郭団体に統廃合について指導、助言する。</p>	<p>期間内に、市派遣職員については、原則廃止する。</p> <p>期間内に、団体の統廃合について指導、助言を行う。</p>	<p>公益法人等と協議により、段階的に市派遣職員数の見直しを行うこととした。</p> <p>H18.4.1 21人 H19.4.1 14人 (7人減)</p> <p>類似する4団体が統合した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(財)新湊中央文化会館、(財)小杉芸術文化協会 (財)射水市文化振興財団 ・(社)新湊観光協会、小杉観光協会 (社)射水市観光協会

取組及び具体的施策	具体的目標	平成18年度の取組結果及び現在の状況
<p>人事管理や財務諸表等、経営情報の情報公開について指導、助言する。</p>	<p>情報公開し、説明責任が果たされるよう指導、助言する。</p>	<p>出資法人等に情報公開規程の整備を促した。</p>
<p>4 説明責任・情報公開及び透明性の向上</p> <p>(1) 審議会等会議の公開 行政の透明性を高めるため、審議会等の開催内容について、ホームページ等を活用し、原則、すべて公開する。</p>	<p>審議会等の内容を公開し、行政の透明性を高めていく。</p>	<p>会議内容を公開している主な審議会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域審議会（5地区） ・総合計画審議会 ・行財政改革推進会議 ・新湊みなとまちづくり戦略会議 等
<p>(2) 苦情等への責任ある対応 市政に対する苦情について、特に必要があると認める場合には、中立的な立場から調査し、その結果については、本人に通知することとする。</p>	<p>責任ある対応を果たしていくよう進めていく。</p>	<p>苦情等に対しては、迅速かつ適切な対応が図れるよう、関連する課において連絡体制を整えた。</p>
<p>(3) 行政の説明責任 財務諸表や給与等をはじめ、行政情報全般について、市広報、ホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、広く市民に説明していく。</p>	<p>行政運営状況について、市民に理解されるよう、説明責任を果たしていく。</p>	<p>各種行政情報について、広報やケーブルテレビ、ホームページを活用し、市民への周知を図った。</p>

取組及び具体的施策	具体的目標	平成18年度の取組結果及び現在の状況
<p>(4) 監査機能の充実 監査機能の充実について検討する。</p>	<p>監査機能を充実させるため、内部監査の充実を図るとともに、外部監査の導入について検討を深める。</p>	<p>外部監査制度の導入について検討を行った。</p>
<p>5 市民と行政の協働で築く地域社会の創造</p> <p>(1) 市民と行政の相互連携の強化 自らの地域を自主的に運営する機運を高める取組を推進し、計画づくりは市民参画、実施は市民協働を基本とし、市民と行政の相互連携の強化を図る。</p>	<p>すべての地域活動事業について、市民参画、市民協働による自発的な取組となるよう進める。</p>	<p>平成19年度から市民協働課が中心となって取組を推進する。</p>
<p>(2) 市民活動の支援による協働の推進 行政とNPOやボランティア団体等の市民活動団体との相互情報交換ネットワークを構築するとともに、NPOやボランティア団体等の設立及び活動について育成、支援を進める。</p>	<p>市民協働を推進していくため、NPO、ボランティア団体等との連携を深めるとともに、活動等についても育成、支援する。</p>	<p>平成19年度から市民協働課と企画政策課が中心となって取組を推進する。</p>

集中改革プランの内容変更

平成18年度においては、国・県の大幅な制度変更や本市の政策決定による集中改革プランの内容変更はありません。